

第二号の三様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券通知書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

第一部【募集（売出）要項】

第1【外国社債（短期外債を除く。）】

1【銘柄】

2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【券面総額】

4【各外国社債の金額】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【利率】

8【利払日及び利息支払の方法】

9【償還期限及び償還の方法】

10【募集の方法】

11【申込証拠金】

12【申込期間及び申込取扱場所】

13【払込期日及び払込取扱場所】

14【引受け等の概要】

15【外国社債管理者又は外国社債の管理会社】

16【振替機関に関する事項】

17【保管に関する事項】

18【その他】

【外国新株予約権付社債に関する事項】

19【外国新株予約権の内容】

20【外国新株予約権の行使期間】

21【外国新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】

22【外国新株予約権の譲渡に関する事項】

- 23 【代用払込みに関する事項】
- 24 【その他】
- 第2 【外国株式】
 - 1 【種類】
 - 2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
 - 3 【額面金額】
 - 4 【発行数】
 - 5 【発行（売出）価額の総額】
 - 6 【発行（売出）価格】
 - 7 【資本組入額の総額】
 - 8 【資本組入額】
 - 9 【外国株式の内容】
 - 10 【配当の方法】
 - 11 【募集の方法】
 - 12 【申込証拠金】
 - 13 【申込期間及び申込取扱場所】
 - 14 【払込期日及び払込取扱場所】
 - 15 【引受け等の概要】
 - 16 【その他】
- 第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】
 - 1 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
 - 2 【振出日及び振出地】
 - 3 【券面総額】
 - 4 【発行（売出）価額の総額】
 - 5 【発行（売出）価格】
 - 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
 - 7 【支払期日及び支払場所】
 - 8 【バックアップラインの設定】
 - 9 【保管に関する事項】
 - 10 【その他】
- 第4 【売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】
- 第5 【手取金の使途】
- 第二部 【最近における募集（売出し）の状況】(2)
- 第1 【外国社債（短期外債を除く。）】
 - 1 【銘柄】
 - 2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

- 3 【券面総額】
 - 4 【各外国社債の金額】
 - 5 【発行（売出）価額の総額】
 - 6 【発行（売出）価格】
 - 7 【利率】
 - 8 【利払日及び利息支払の方法】
 - 9 【償還期限及び償還の方法】
 - 10 【申込期間】
 - 11 【払込期日】
 - 12 【外国社債管理者又は外国社債の管理会社】
- 【外国新株予約権付社債に関する事項】
- 13 【外国新株予約権の内容】
 - 14 【外国新株予約権の行使期間】
 - 15 【外国新株予約権の譲渡に関する事項】
- 第2 【外国株式】
- 1 【種類】
 - 2 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
 - 3 【額面金額】
 - 4 【発行数】
 - 5 【発行（売出）価額の総額】
 - 6 【発行（売出）価格】
 - 7 【資本組入額の総額】
 - 8 【資本組入額】
 - 9 【外国株式の内容】
 - 10 【配当の方法】
 - 11 【申込期間】
 - 12 【払込期日】
- 第3 【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】
- 1 【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
 - 2 【振出日及び振出地】
 - 3 【券面総額】
 - 4 【発行（売出）価額の総額】
 - 5 【発行（売出）価格】
 - 6 【発行限度額及び発行限度額残高】
 - 7 【支払期日】
- (記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- c 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) a に準じて記載すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集（売出し）の状況

- 第二号の二様式の「記載上の注意」(3)に準じて記載すること。